

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明弘外533名

被告 神戸市長


第13準備書面

令和 5年 8月30日


神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中


被告訴訟代理人

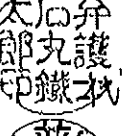
弁護士 石 丸 鐵 太 郎 

弁護士 三 浦 

弁護士 森 有 美 

弁護士 藤 原 孝 洋 

弁護士 中 尾 悦 子 

弁護士 山 本 真 珠 子 

同復代理人

弁護士 普 喜 啓 

原告第16準備書面について、以下、反論する。

原告の主張は、本訴の判断には必ずしも必須でないものも含まれ、争点が拡散す

る傾向にあるので、すべてについて反論するものではないが、反論していないところについては異論がないという趣旨ではないので、この点は、ご留意いただきたい。

1. 原告らは、自治体の財政については、最少の経費で最大の効果を上げるべきこと（地方自治法2条14項）及び経費はその目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて支出してはならないこと（地方財政法4条1項）を理由として、「費用便益分析をしなければならないことは当然」と主張するが、費用便益分析をしなければならないことが当然である理由については、それ以上に、何らの根拠も述べておらず、費用便益分析がなければ、道路建設ができない理由とはなっていない。

答弁書34ページ～、被告第3準備書面1ページ、13ページ～、被告第9準備書面6ページ～で主張するとおり、都市計画決定に際し費用便益分析を要求するような規定が都市計画法に存在するわけではなく、費用便益分析がなければ、都市計画決定が違法、無効になる訳ではないし、神戸の将来像を示す指針である「神戸市総合基本計画」において、全市的な観点から整備が必要な路線として都市計画に定めていることから、「長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合」（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決参照）に当たる訳でもないから、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に反して、違法無効となるものでもない。

2. また、これも答弁書34ページ～で主張するとおり、平成20年度の費用便益分析（甲A23号証）は、当時、国の補助金申請において必要要件であったため実施したものに過ぎず、この存在を前提に、費用便益分析を見直さなければならないものでもないし、答弁書32ページ、35ページで主張するとおり、須磨多

聞線は垂水区北部と須磨区南部市街地間の移動時間の短縮、災害時の避難路や緊急輸送道路としての役割などが発揮でき、他の都市計画道路と合わせて主要幹線道路ネットワークを一体的かつ総合的に形成する観点からも整備が必要であるから、交通量にのみ着眼して、費用便益分析の当否を議論すべきものでもない。

原告がこの度、原告に有利な証拠として提出してきた長峯意見書（甲D74号証）でさえも、「CBA（費用便益分析）の結果の妥当性に疑問を覚えざるを得ない（7ページ）」、「必要であれば見直しあるいは再々評価が行われてもよい（8ページ）」というだけで、具体的に、平成20年度の費用便益分析の違法性を断ずるものではないし、「環境の機会費用を貨幣価値として評価することは、それ自体が学術的研究の対象になるほど、そう容易なことではない（8ページ）」として、原告らの主張が酌みにくいことも指摘するものであるから、これを理由に、平成20年度の費用便益分析の有用性が否定されるものでもない。

3. 以上を踏まえると、長峯意見書が提出され、それに沿う主張がなされたとしても、被告のこれまでの主張が揺らぐものではなく、費用便益分析にかかる主張をこれ以上検討する必要はないものとする。

以上